



2026 年 9 月 17 日

令和 8 年 8 月千葉豪雨に係る各種損害保険の 支払件数・支払保険金等について（2026 年 8 月 28 日現在）

この度の災害により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：石川 耕治）では、2026 年 8 月 28 日（金）現在の「令和 8 年 8 月千葉豪雨」に係る各種損害保険の支払件数・支払保険金等を取りまとめましたので、お知らせします。詳細は別紙をご参照ください。

■令和 8 年 8 月千葉豪雨（発生日：2026 年 8 月 13 日）内訳

【2026 年 8 月 28 日現在：日本損害保険協会・外国損害保険協会会員会社等合計】

	事故受付件数 (件) (注 1)	支払台数・件数 (台・件) (注 2)	支払保険金 (千円) (注 2)
車両保険(商品車含む)	20,307	19,182	20,632,009
火災保険	11,495	10,405	14,330,642
新種保険(傷害保険含む)	531	443	479,587
合計	32,333	30,030	35,442,238

(注 1)「事故受付件数」には、事故に関する調査のご依頼のほか、各種損害保険の補償内容・お客様の契約に関するご相談・お問い合わせなども含まれます。

(注 2)「支払台数・件数」および「支払保険金」は見込を含む数値のため、実績値とは異なります。

【被災者のみなさまへ】

災害後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、実際に存在する保険会社の社員を名乗り、電話で損害状況を聴取したうえで、以下のように調査費用を要求してくるようなケースがありますが、**保険会社がお客様に調査費用を請求することはありません。**

- ・「調査費用が振り込まれたら訪問する」などといい、調査費用の振込みを要求する
- ・「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査を行い、調査費用を要求する

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または損害保険代理店にご相談ください。

(ご参考) 当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

損保協会では、HP 等で
様々な情報を発信しています。

公式ホームページ



X 公式アカウント



YouTube
公式チャンネル



全社合計
(外国損保会社含む)

参考

★全社合計★令和8年8月千葉豪雨に関する保険金支払状況調査報告用紙
＜車両・火災・新種保険＞

2026年8月28日現在

	車両保険(商品車含む)			火災保険			新種保険(傷害保険含む)			合 計		
	事故受付件数 (台)	支払見込件数 (台)	支払見込保険金 (千円)	事故受付件数 (件)	支払見込件数 (件)	支払見込保険金 (千円)	事故受付件数 (件)	支払見込件数 (件)	支払見込保険金 (千円)	事故受付件数 (台・件)	支払見込件数 (台・件)	支払見込保険金 (千円)
千 葉 県	19,755	18,705	20,181,892	10,056	9,092	13,021,382	444	377	366,021	30,255	28,174	33,569,295
そ の 他	552	477	450,117	1,439	1,313	1,309,260	87	66	113,566	2,078	1,856	1,872,943
合 計	20,307	19,182	20,632,009	11,495	10,405	14,330,642	531	443	479,587	32,333	30,030	35,442,238

1. 過去の主な風水災等による保険金の支払い

	災害名	地域	対象年月日	支払件数 (件)	支払保険金(億円)			
					火災・新種	自動車	海上	合計
1	平成30年 台風21号	大阪・京都・ 兵庫等	2018年9月3日 ～9月5日	857,284	9,363	780	535	10,678
2	令和元年 台風19号(令 和元年東日本台 風)	東日本中心	2019年10月6日 ～13日	295,186	5,181	645	—	5,826
3	平成3年 台風19号	全国	1991年9月26日 ～28日	607,324	5,225	269	185	5,680
4	令和元年 台風15号(令 和元年房総半島 台風)	関東中心	2019年9月5日 ～10日	383,585	4,398	258	—	4,656
5	平成16年 台風18号	全国	2004年9月4日 ～8日	427,954	3,564	259	51	3,874
6	平成26年 2月雪害	関東中心	2014年2月	326,591	2,984	241	—	3,224
7	平成11年 台風18号	熊本・山口・ 福岡等	1999年9月21日 ～25日	306,359	2,847	212	88	3,147
8	平成30年 台風24号	東京・神奈 川・静岡等	2018年9月28日 ～10月1日	412,707	2,946	115	—	3,061
9	平成30年 7月豪雨	岡山・広島・ 愛媛等	2018年6月28日 ～7月8日	55,320	1,673	283	—	1,956
10	平成27年 台風15号	全国	2015年8月24日 ～26日	225,523	1,561	81	—	1,642

※ 一般社団法人日本損害保険協会調べ(2026年3月31日現在)。

※ 支払件数・支払保険金は見込です。支払保険金は千万円単位で四捨五入を行い算出しているため、各項目を合算した値と合計欄の値が一致しないことがあります。

2. 令和8年8月千葉豪雨に係る損保協会の取組みについて

(1) 相談窓口等

ア. そんぽADRセンター

損害保険に関するご相談を受け付けています。

＜日本損害保険協会の相談窓口：そんぽADRセンター＞

TEL：03-4332-5241（全国共通）

※受付時間：9時15分～17時00分（土・日・祝日および12月30日～1月4日を除く）

イ. 自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。

なお、原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。

＜自然災害等損保契約照会センター＞

フリーダイヤル：0120-501331

※受付時間は、そんぽADRセンターと同様

（２）各種損害保険の特別措置の実施

ア．火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）について

令和８年８月千葉豪雨に係る災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続きおよび保険料の払い込みを、２か月後の末日（2026 年 10 月末日）まで猶予する特別措置を実施することにしました。

1. 継続契約の締結手続き猶予

災害救助法の適用日から 2 か月後の末日までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて猶予いたします。

2. 保険料の払込猶予

災害救助法の適用日から 2 か月後の末日までに払い込むべき保険料の払い込みについて猶予いたします。

今般の豪雨に関する風水災等の保険金請求や特別措置などに関する詳細は、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

※令和８年８月 13 日からの大雨に伴う災害に係る損保協会の取組みについては、当協会ホームページに情報を掲載しています。

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2026/2608_001.html

以 上